

○志木市社会教育委員設置条例

昭和34年9月16日

条例第19号

第1条 社会教育法第15条の規定により本市に社会教育委員をおく。

第2条 社会教育委員は、法第15条の規定により教育委員会が委嘱する。

第3条 社会教育委員の定数は15人とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例37・一部改正)

第4条 社会教育委員の会議は定例会及び臨時会とし、教育長がこれを招集する。

(平11条例37・一部改正)

第5条 社会教育委員がその職務を行うため、必要な費用は弁償しなければならない。金額および支給方法は別に定める。

第6条 この条例施行にあたり必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則(平成11年条例第37号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。